

平成 29 年 5 月 17 日

増改築相談員新規研修会開催のご案内

主催 大阪室内装飾事業協同組合

認定 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

1. 「増改築相談員制度」とは

住宅に関するストック活用が重視され、住宅リフォームによる居住水準の向上に関するニーズが高まっている一方で「悪質リフォーム」が社会問題化するなど、安心できる良質な住宅リフォームに対するニーズが高まっています。

「増改築相談員制度」とは豊富な経験と知識を持って消費者に対する適切なアドバイスを行うことができる増改築相談員に対して、**公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター**が認定・登録する制度です。

2. 「増改築相談員」になるには

増改築相談員になるためには、(財)住宅リフォーム・紛争処理センターの登録(有効期間5年間)を受ける必要があります。住宅建築に関する10年以上の実務経験を持つ方がリフォームセンターの承認を得た当**研修会**を受講し、修了審査に合格することにより認定・登録されます。

3. 「増改築相談員」の活用

増改築相談員は豊富な知識や経験を持つリフォームの専門家として公的に認められ、増改築相談員の登録証と登録カードが交付されます。また「住宅リフォーム支援者名簿」に掲載(希望者)し、一般消費者が閲覧できるように、公的な機関・相談窓口やリフォームセンターのホームページにおいて情報提供されます。増改築相談員にはリフォームセンターから住宅リフォームに役立つ最新情報が提供されます。

平成 29 年度 認定研修会実施要綱

【研修会実施日】 平成 29 年 7 月 12 日 (水)

【会 場】 マイドームおおさか 8階第3会議室
大阪市中央区本町橋 2-5 TEL 06-6947-4321

【研 修 時 間】 AM10:00~PM 6:30 まで(約7時間30分)

【受 講 資 格】 住宅の新築工事・リフォーム工事に関する実務経験10年以上
(申込み時に受講審査をさせていただきます)

【受 講 料】

組合員代表者及び従業員 ￥28,000円 (テキスト代・登録料含む)

非組合員 ￥30,000円 (" ")

【申し込み期限】

平成 29 年 6 月 15 日

【お申し込み】

下記申込書へ記入して F A X して下さい。

定員（50名）になり次第締め切らせて頂きますのでご了承ください。

受付後、申請書・カリキュラム・受講料振込先・会場案内等を送らせていただきます。

尚、お問い合わせ等がございましたら組合迄ご連絡下さい。

事務局担当者：大家^{おおや} TEL 06-6448-2661

.....切り取らずにこのまま Fax して下さい.....

Fax 06-6448-2667

大阪室内装飾事業協同組合行

増改築相談員新規研修会

受 講 申 込 書

| | |
|---------|----------|
| 会 社 名 | (組合員・一般) |
| 郵便番号 | 〒 - |
| 住 所 | |
| T E L | |
| F A X | |
| 受講者氏名 1 | |
| 受講者氏名 2 | |
| 受講者氏名 3 | |

※ 受付組合

大阪室内装飾事業協同組合